

【 町営住宅の入居者資格 】

新たに町営住宅に入居することができる方は、次のすべてに該当する方になります。

- ① 住宅に困窮している方
- ② 入居予定者全員にかかる町税等に滞納がない方
- ③ 入居予定者全員が暴力団員でないこと
- ④ 次の入居収入基準に該当する方
 - ・ 一般世帯は、政令月収が15万8千円を超えないこと
 - ・ 裁量階層世帯は、政令月収が21万4千円を超えないこと

【入居収入基準の解説】

『一般世帯』とは

下記の「裁量階層世帯」に該当しない世帯を「一般世帯」としています。

『裁量階層世帯』とは

高齢者や障害者世帯のうち、民間賃貸住宅を確保することが困難で、住宅に困窮している次の世帯を対象として、住宅を確保しやすいように入居収入基準を緩和したものです。

- (1) 入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障がいのある方がいる世帯
 - 身体障がい：身体障害者手帳1級から4級まで
 - 精神障がい：精神障害者保健福祉手帳1級または2級
 - 知的障がい：療育手帳等により重度または中度の知的障害者(児)と判定された方
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が国土交通省令で定める程度の方がいる世帯
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- (4) 海外から日本に引き揚げた後、5年を経過していない方
- (5) 入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方がいる世帯
- (6) ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- (7) 小学校就学前の子供が同居する世帯

『政令月収』とは

次の計算式により算出します。

$$\text{政令月収} = \frac{\text{年間総所得} - (\text{同居者数} + \text{別居扶養親族数}) \times 38\text{万円} - \text{特別控除}}{12\text{ヵ月}}$$

年間総所得：入居者全員の年間総所得金額を合計します

特別控除：老人扶養、特定扶養などがある場合には、定められた金額を控除します

問い合わせ先（電話番号）

日高町役場 管財建築課 建築・公営住宅グループ (01456-2-6187)

日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ (01457-6-2084)